

■緊急時短期資金保証制度 概要

保証対象者	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者の皆さま
保証限度額	直近決算（確定申告）期の月商1ヵ月以内 ※最初の決算（確定申告）期が未到来である場合、試算表等に基づく月商で対応可能 ※既存のご利用状況に応じて別途条件あり
資金使途	事業資金（運転資金に限ります） ※他保証の借換はできません
保証期間	6ヵ月以内
保証料率	①普通保証制度の場合の基準料率：年0.45%～1.90% ②小口零細企業保証制度の場合の基準料率：年0.50%～2.20% ※担保提供のある中小企業者は0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者は0.1%を割引いた料率を適用
融資利率	金融機関所定利率
貸付形式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括返済 ※期限到来後、一括返済ができない場合は長期資金にて借換可能
担保	原則として不要
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
取扱金融機関	約定書締結金融機関
必要書類	通常の申込書類に加え、緊急時短期資金保証制度「金融機関所見」が必要
その他	1事業者につき1口限りのご利用となります